

別添 20 二者要請検査要領（第4の2の（11）関係）

（制定：平成9年10月1日）

（最終改正：平成31年4月1日）

1 二者要請検査の目的

最近における経済情勢の変化、信用・共済事業を取り巻く各種リスクの増大、農協・漁協の資金動向等に対処するため、農協及び漁協について、都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣が当該都道府県知事と連携して実施する検査（以下「二者要請検査」という。）を行うことにより、農協及び漁協の信用・共済事業の健全な運営、信用秩序の維持及び共済契約者の保護等を図ることを目的とする。

2 二者要請検査の対象

二者要請検査は、以下のいずれかの項目に該当する信用事業又は共済事業を行う農協・漁協（以下この要領において「組合」という。）に関して、都道府県知事が農林水産大臣に対して検査を要請し、かつ、農林水産大臣が必要と認める場合に行うものとする。

- （1）貯金量又は共済事業取扱高の規模が大きい等、国民経済に与える影響の大きい組合
- （2）不正・不祥事が多発している組合
- （3）経営状況の悪化が懸念される組合
- （4）その他、前回検査結果、行政庁による指導対応等から二者要請検査が必要と都道府県知事が判断する組合

3 二者要請検査の範囲

二者要請検査は、農業協同組合法第98条及び水産業協同組合法第127条の規定により信用事業及び共済事業に限って行われるものであり、その範囲は、原則として貯金、貸出部門、余裕金運用部門及び共済関係部門の業務又は会計の状況を範囲として行うものとする。

4 検査によって達成すべき事項

二者要請検査に当たっては、主として次に掲げる事項の達成に努めるものとし、系統金融及び系統共済としての使命に即し、かつ、一般の金融情勢の推移

に即応した適正な資金運用の確保と信用秩序の維持及び共済契約者の保護等が図られるよう留意するものとする。

(1) 合法性の検討と不正行為等の予防及び是正

信用事業における員外利用の限度を超えた貸出し、限度超過貸出し、迂回融資及び名義貸しや、共済事業における共済金支払事由発生後の契約締結の仮装、共済・再共済金詐取目的契約等、法令、定款、諸規程若しくは総会決議の違反等の不正、不当な行為又は誤びゅうの発生を未然に防止するとともに、現に発生しているものについては、その速やかな是正による信用の早期回復、損害の防止等に寄与する。

(2) 事業体制の整備強化

事業規程又は職務権限規程の未整備、業務分担又は人員配置の不適切等内部けん制態勢の不備、審査又は調査機能の欠如等により事業体制の整備を欠いている組合については、体制整備の強化に寄与する。

(3) 資金の運用、管理の適正化

信用事業における資金の運用、管理の実態を明らかにし、担保の徴求不足等債権の保全、管理の不徹底なもの、資金の運用、管理の不適切なものなどについては、その速やかな是正とともに、以後の再発防止に寄与する。

(4) 共済事業運営、管理の適正化

共済事業における事業運営の実態を明らかにし、共済契約獲得のための不適切な行為、入金管理の不徹底なもの、共済契約者の取引時確認の未実施のものについては、その速やかな是正とともに、以後の発生防止に寄与する。

5 2者要請検査の実施等

(1) 農林水産大臣の検査権限の発生と消滅

農林水産大臣の検査権限は、都道府県知事の2者要請検査の要請に対し、当該要請に応ずる旨の通知を行うことによって生じ、被検査組合に対して検査結果を通知することによって消滅するものとする。

(2) 要請手続

2者要請検査の実施に係る都道府県知事からの要請は、1組合の1回の検査ごとに、検査を要請する組合の名称、要請理由、検査予定期間、都道府県の検査参加予定人員、対象組合の現状、当該要請検査において検証を行う必要があると考える事項及びその他検査の実施に当たって留意すべき事項を記載した文書をもって検査・監察部長（沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局

長。以下5について同じ。) に対し行うものとする。

(3) 要請の審査

検査の要請を受けた場合には、次の諸点について慎重に審査する。

ア 要請の文書に記載された事項の内容

イ 都道府県知事との共同検査か主務大臣による単独検査かの選択

検査は、原則として共同検査によるものとするが、事情やむを得ないものと判断した場合には、単独検査もあり得るものとする。

ウ アに掲げる事項以外の具体的事項及び検査の実施上必要な事項については、あらかじめ都道府県より聴取を行うよう努め、これに基づいて審査するものとする。

(4) 要請の応諾

(3) による審査の結果、その要請を応諾するか否かを決定した場合には、検査・監察部長名の文書によりこれを都道府県知事宛てに通知するものとする。

(5) 検査責任者

検査・監察部長及び都道府県知事は2者要請検査の実施に当たって、それぞれ検査責任者を選任する。

(6) 検査実施に当たっての事前協議

2者要請検査に当たっては、都道府県との協調・連携に遺憾のないよう、事務の配分、検査の手順等について十分協議するものとする。

都道府県は、当該検査を円滑に実施する観点から、検査の実施に必要と認められる情報等を農林水産省と共有するよう努めるものとする。

(7) 検査の実施

各検査責任者は、自らに属する検査職員を指揮して検査を実施するとともに、2者要請検査が緊密な連携の下で行われるよう、十分配慮し、業務を遂行するものとする。

(8) 検査終了時の手続

各検査責任者は、検査終了に当たり、被検査組合の役員との間で、①被検査組合との間での議論の状況、②検査の過程で把握した事実関係について両者の間で認識の相違がないこと、③検査を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する被検査組合の認識を聴取し、両者の間の認識の一致及び相違、について確認する。

(9) 検査結果の報告

各検査責任者は、検査終了後、速やかに意見を付した検査報告書を作成し、自らの所属の長に対して報告するものとする。

(10) 検査書の作成及び交付

- ① 2者要請検査に係る検査書は、検査に従事する職員が共同して作成するものとする。
- ② 当該検査に係る検査書は、検査を実施した検査・監察部長及び都道府県知事の連名で発出することとする。
- ③ 検査書の交付は、都道府県知事から被検査組合に対して行うものとする。

6 本省への協議

内閣府沖縄総合事務局長は、当分の間、沖縄県知事から2者要請検査の要請があった場合には、応諾について、あらかじめ意見を付して検査・監察部長に協議し、その指示を受けるものとする。